

平成25年度判事補海外留學研究員報告書簡（第7回）

[illegible]

平成26年4月28日

最高裁判所事務総局秘書課長 堀 田 眞 哉 殿

平成25年度判事補海外留学研究員（米国トレントン派遣）

大阪地方裁判所判事補 松 波 卓 也

報告書簡（第7回）

1 連邦裁判所における研修

ニュージャージー州では、例年、連邦裁判所の [REDACTED] が判事補海外留学研究員の受入れをしてくださっており、今年も1週間の予定でお世話になりました。短い期間ではありましたが、[REDACTED] の事件を傍聴するだけでなく、他の裁判官の事件を傍聴しに行ったり、連邦の検察官や公設弁護人とお話ししたりと、幅広く連邦裁判所の制度を勉強することができました。

州裁判所と連邦裁判所の手続きとの違いには興味深いものがありました。例えば、トライアル前の審理についてみると、州裁判所では、原則として職員によるケースマネジメントがされ、原則として個別的な準備手続期日が開かれないのに対し、連邦裁判所では、マジストレートジャッジによるケースマネジメントがされ、原則として全件について準備手続期日が開かれ、各事件について個別的に審理計画が制定されることとなっています。ほかにも、保釈の基準、量刑判断、仲裁手続きなど、州裁判所と連邦裁判所で手続きが全く異なる例は多数ありますが、一つの地域の中でどちらも正義に適うものとして一般に受け入れられているところをみると、個別的な法制度が必ずしも普遍のものではないことを良く感じることができます。

2 モリス／サセックス郡裁判所における研修

州裁判所での研修も終盤になりました。今月訪問したモリス／サセックス

郡 (Morris/Sussex county) 裁判所は、中規模郡であるモリス郡と人口わずか 15 万人の小規模なサセックス郡とが合わさって一つの管轄区を構成しており、複数郡を管轄する裁判所という特徴があります。両郡の裁判所をそれぞれ訪問して裁判手続を傍聴するとともに、911 通報 (日本の 110 番と 119 番に相当) の処理をするオペレーションセンター、科学的証拠の研究所、警察犬訓練施設、拘置所、少年拘置所、少年保護施設など、裁判所外の施設にも訪問し、充実した期間を送ることができました。

ニュージャージー州裁判所は、裁判所組織及び裁判手続きが統一化されているため、州内 15 の管轄区のどこでもほぼ同一の裁判手続きがなされています。そのような中でも、各管轄区では独自に新たな取り組みをしており、モリス／サセックス郡裁判所でも、大陪審基礎の段階で刑事事件の早期解決を目指す Central Judicial Process (C J P) 及び Early Disposition conference (E D C)、親権者の薬物中毒が背景にある児童虐待事件にドラッグコートの手法を取り入れる Family Drug Court (F D C) などといった比較的新しい手続きを始めています。ちょうど私の訪問中にパセイック郡 (Passaic county) 裁判所の刑事部担当者が C J P の見学に来ており、両郡の担当者との会話を通じて、モリス／サセックス郡の独自性を実感できました。郡毎に事件数や人的資源の違いに応じて各郡で抱える問題が異なっており、各郡の個別的な問題に対応できるような統一的な制度を作ることは、非常に難しいようでした。

モリス郡でもう一つ特徴的なことは、陪審員が特に保守的だということでした。ある医療過誤事件のトライアル直前に、裁判官が、フィラデルフィアから来た原告代理人に対し、「ここがモリス郡あることを念頭において」和解を強く勧めると告げており、他郡で勝てる事件でもモリスでは負ける可能性が高いことを強く示唆している様子が印象的でした。

簡単ではありますが、以上で今回の報告とさせていただきます。

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第8回）

氏 名 松 波 卓 也	所属庁・官職 大阪地方裁判所 判事補	派遣先 アメリカ合衆国 ニュージャージー州 トレントン
提 出 書 面 平成26年5月16日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年4月25日～5月15日） 4月25日～29日 州裁判所控訴部での研修 5月5日～15日 マーサー郡上位裁判所での研修 5月9日 モリス郡上位裁判所に訪問 （Family Heritage Day Celebrationに参加）		
キーワード欄		
・ 控訴部での研修		
・ マーサー郡での研修		
・ 民事陪審によるトライアル		
・ ニュージャージー州における交通事件の現状		
・ それぞれの国における家族文化		

平成26年5月16日

最高裁判所事務総局秘書課長 堀 田 眞 哉 殿

平成25年度判事補海外留学研究員（米国トレントン派遣）

大阪地方裁判所判事補 松 波 卓 也

報告書簡（第8回）

1 州裁判所控訴部における研修

控訴部での研修では、手続きの概要と実務上の諸問題について講義をしていただいた後、記録を検討した上で口頭弁論を傍聴し、裁判官と議論しました。控訴部で過ごした期間は実質的には3日間でしたけれども、無令状強制採血に基づく証拠の排除の要否が争われた事件、電磁的記録の作成が文書偽造罪における「偽造」に当たるか否かが争われた事件、民事事件における原審裁判官の陪審選定手続や陪審説示の適法性が争われた事件など、理論的にも実務的にも興味深い事件に恵まれ、短期間ながらも密度の濃い研修でした。

我が国の控訴審との相違点という観点からは、陪審による事実認定を覆せないという点が印象的でした。実質的には事実認定の不服を述べているにもかかわらず控訴理由において手続きの瑕疵を主張しなければならないというのは、迂遠で煩わしいと感じる一方で、適正な手続きを経ているのであればその実質的な判断の内容には干渉しないという姿勢は、紛争解決の制度として一定の合理性を有するのだと感じます。

2 マーサー郡裁判所での研修

州裁判所での研修の最後として、マーサー郡（Mercer County）上位裁判所を訪問し、ここでは、民事事件のトライアル等を中心に傍聴しました。

この事件は、交通事故による損害賠償請求事件で、加害者に100%の過失があることには争いがなく、財産的損害は全て精算済みで、唯一の争点は、

原告の背中や首に痛みが残ったことによる非財産的損害に関する事項でした。ニュージャージーでは、被害者の加入している保険の内容によって賠償の範囲が異なり、無制限の保険の加入者は無条件に非財産的損害が賠償されますが、verbal threshold と呼ばれる制限が付された保険（一般的に保険料が安いとされています。）の加入者は Permanent Injury を負った場合など限られた場合にしか非財産的損害が賠償されません。そして、この Permanent Injury は、単に被害者が主観的に痛みや違和感を感じるというのでは不十分で、客観的で信頼性のある医学的証拠によって立証しなければならないこととなっています。そのため、単純な交通事故の事案であっても損害論のために当事者が医師などの専門家証人を用意するのが一般的となっており、私の傍聴した事件においても、5日間の日程で合計4人の専門家証人の尋問が行われました。原告側は長期の治療にもかかわらず今も痛みが残っていることやその原因が事故の際の骨のゆがみに基づくことを強調していましたが、専門家証人の証拠調べの結果は原告に厳しいものが多く、案の定、陪審の評決も被告勝訴のものでした。

3 Family Heritage Day Celebration への参加

モリス郡（Morris County）で開催された Family Heritage Day Celebration に [REDACTED] 御招待頂きました。このイベントは、移民文化を持つアメリカならではの催しで、文化の多様性を祝うものでした。参加者がパネルや写真などを用いてそれぞれの家族の文化的背景を紹介するのですが、単なる各国の文化の紹介ではなく、自分の祖父母の移民時の体験談や出身の村の文化について紹介している点が印象的でした。ほかにも、各国の民族料理を振る舞ったり、それぞれの出身国のダンスを披露したりというもので、[REDACTED] 日本のお菓子を配りながら日本文化を紹介しました。

簡単ではありますが、以上で今回の報告とさせていただきます。

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第9回）

氏 名 松 波 卓 也	所属庁・官職 大阪地方裁判所 判事補	派遣先 アメリカ合衆国 ニュージャージー州 トレントン
提 出 書 面 平成26年6月28日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年5月16日～6月27日） 5月19日～6月27日 州裁判所事務総局で研修 5月16日 Paul, Weiss, Rifkind, Wharton & Garrison LLPに訪問 5月20日 Bergen郡裁判所に訪問 5月30日, 6月6日 弁護士倫理研修に参加 6月10日 Complex Litigation Centerに訪問 6月25日 連邦裁判所（ニューヨーク）に訪問		
キーワード欄		
・ 大規模な弁護士事務所		
・ アメリカの陪審裁判における日本企業の戦略		
・ 多管轄係属訴訟（MultiCounty Litigation, Multi District Litigation）		
・ 信仰が裁判手続に与える影響		

平成26年6月28日

最高裁判所事務総局秘書課長 堀 田 眞 哉 殿

平成25年度判事補海外留学研究員（米国トレントン派遣）

大阪地方裁判所判事補 松 波 卓 也

報告書簡（第9回）

1 アメリカの大規模法律事務所

Paul, Weiss, Rifkind, Wharton & Garrison LLP 法律事務所の

に御招待頂

き、同法律事務所に訪問しました。この法律事務所は、登録弁護士数が500人を超える大規模な法律事務所です、東京にも支所を持っています。

は、アメリカの裁判所で日本企業が当事者となる訴訟をいくつも担当しており、外国企業がアメリカで訴訟をすることの困難さとこれを乗り越えるための戦略を教えてくださいました。によれば、アメリカで上手く戦うためには、陪審員の持つ偏見や誤解を解消することと、ディスカバリーのルールに上手く対応することが必要であるとのことでした。

2 大規模不法行為訴訟について

昨年末から継続している大規模不法行為訴訟について、今月は、ニュージャージー州外に出て、これまで勉強したニュージャージー州裁判所における手続との差異を勉強しています。

ペンシルバニア州には、州内の大規模不法行為訴訟を集中的に管理するComplex Litigation Centerがあります。そこでの手続は基本的には連邦やニュージャージー州のものとほとんど同じなのですが、弁護士費用の取扱い、スケジュール管理の方法、調停や和解の流れなど、微妙に異なる点があり、な

かなか興味深かったです。

この研究の最後として、連邦地方裁判所ニューヨーク南部地区の [] を訪ねました。そこでは同裁判官と連邦裁判所における大規模不法行為訴訟の手續について、日本との違い、州裁判所との違いにそれぞれ焦点を当てながら議論し、その後、 [] の担当する事件を傍聴しました。 [] は、日本の裁判官を受け入れるのは初めてとのことでしたが、懇切丁寧に御指導くださり、1年間の研究生活の締めくくりにふさわしい1日になりました。

3 弁護士倫理研修

当初予定されていた研修が概ね終了し、自由な時間が増えたので、時間を見つけては各種研修に参加しています。この間に参加した研修の1つに、「Matters of faith in the Courts」というものがありました。これは、裁判所において当事者の宗教や信仰に起因して生じる様々な問題を取り扱うもので、多様な文化的宗教的背景を持つ人が多いニュージャージー州らしい講義でした。講師を務めたのは家事部の [] で、講義の内容も家族関係法に関するものが多かったのですが、彼が予想以上に各国の宗教やそれに起因する法文化に精通していたことに驚きました。

この1年間を振り返ると、本当に密度の濃い日々だったと感じます。このように充実した研究生活を送れたのも、多くの方々の支えがあったからこそと感じております。

アメリカでお世話になった多くの方々と秘書課のみなさまに感謝の意を示して、最後の報告書とさせていただきます。

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第8回）

氏 名 小 泉 健 介	所属庁・官職 東京地方裁判所判事補	派遣先 ワシントン大学（シアトル）
提出書面 平成26年4月14日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年3月15日～平成26年4月14日） ～3月17日 上位裁判所を訪問し、刑事陪審裁判を傍聴 3月31日～4月2日 連邦地裁を訪問し、刑事陪審裁判を傍聴 4月7日～ ロースクールの春学期の講義を聴講 4月10日 検察事務所を訪問し、XXXXXXXXXXと面談 4月11日 控訴裁判所第1支部を訪問し、申立手続を傍聴 上位裁判所を訪問し、量刑手続を傍聴		
キーワード欄		
・ 刑事陪審裁判の傍聴		
・ アテンドの準備		
・ ロースクールの講義		

平成26年4月14日

最高裁判所事務総局秘書課長

堀 田 眞 哉 殿

平成25年度判事補海外留学研究員

(派遣先 米国ワシントン大学)

東京地方裁判所判事補

小 泉 健 介

報 告 書 簡 (第8回)

謹 啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

シアトルも春を迎えました。ワシントン大学のソメイヨシノなど街中の桜が満開になりました。夏に向け、日も延び、日差しも強く、若葉の眩しい日々が続きます。

本報告書では、平成26年4月14日までの研修について、ご報告いたします。

1 刑事陪審裁判の傍聴

(1) [] 事件 (キング郡上位裁判所・3月10日～17日)

- ・ [] の公判傍聴 (森岡孝介判事、長瀬敬昭判事の出張で選任手続を傍聴)。弁護人は、[] はなかったと主張。被告人の妻と [] の他、被告人と関係のあった別の女性とその妹 (別件被害者) の証人尋問を実施。同種行為による立証は原則禁止だが、本件と別件が共通の仕組み・計画等に基づくものか否かを定める目的で別件の証拠を用いる場合、例外的に許容される (州証拠規則で規定)。裁判官の説示でも、別件の証拠は上記目的の範囲内で用いなければならないと述べられた。日本の最近の最高裁判例 (平成24年9月7日) との関係で興味深い。
- ・ 裁判官の説示には、刑事裁判のルールや当該事案の構成要件等を陪審員に伝える重要な意義がある。本件でも、双方の意見を踏まえ適宜修正され、最終弁論前に朗読された。評議で用いることができるよう陪審員にも交付された。
- ・ [] 有罪評決。4月11日量刑手続 (懲役280か月)。公判前、検察側から「訴因を落として懲役4～6年を求刑する」との司法取引を持ちかけ

たが、被告人側がこれを拒んだこともあり、上記量刑となったとのこと。4月10日、キング郡検察事務所（上位裁判所の入る郡庁舎5階）で[]と面談。同事務所には、1名の検察官（選挙で選ばれる）の下、約210名の検察官補がいる。[]からは、裁判に向けた準備の方法や裁判を行う際の留意点（選任手続・冒頭陳述・証人尋問・最終弁論）をうかがう。4月23日に、[]とも面談予定。

(2) [] 偽造品の取引事件（連邦地裁・3月31日～4月2日）

- ・ [] の刑事陪審裁判（選任手続を含む）を傍聴。弁護人は、偽造品とは知らなかったと主張。[] であり、[] の証人尋問を実施。[]

[] の尋問の際、被告人らとのメールや文書が多数示され、数百もの証拠物が採用された。実際の評議において、陪審員が多数のメール等をどう議論したのか興味深い。被告人の尋問では、「[] で、被告人が偽造品と知っていたと自白したこと」を検察官から厳しく追及された。被告人が証言台に立つと黙秘権を放棄したものとみなされるため、被告人を証言させるか否かは弁護方針の重要な点である。

- ・ 当初公判は6日間を予定していたが3日間で終了。2日目終了後、検察立証が終了したと聞き、裁判官が驚く場面も。米国では、公判の進行が当事者に委ねられている面が強い。日本の裁判官の進行管理の在り方との違いを実感した。
- ・ 審理終了後、補充陪審員を回転抽選器で選ぶ（補充陪審員も審理に集中させるため）。なお、(1)で述べた事件では、[] は選任手続の段階で前もって補充陪審員を定める方法を採用。

2 札幌地裁・安江一平判事の出張準備（4月24日～5月3日）

期間中、Pretrial Conference, Summary Judgment Hearing, Evidentiary Hearing等を傍聴するとともに（研究テーマ：民事事件の争点整理）、キング郡上位裁判所の[]・[]・[]、キング郡地方裁判所・西地区の[]、連邦地裁の[]、シアトル市内の法律事務所（Hillis Clark Martin & Peterson P.S.）の[]と面談する予定。

3 ロースクールの講義

春学期（講義は3月31日から5月23日まで。5月27日から31日までは試験期間）は、講師の許可を得て、「刑事訴訟法：公判」を聴講。

- ・ Criminal Procedure: Adjudication（刑訴法：公判）：週2回各1時間50分

■■■■■による講義で、主にJD Programの2年目以降の学生が対象。告発→公判→上訴と刑事裁判手続を広く扱う。私は現在、米国の刑事陪審裁判や司法取引・有罪答弁を中心に研究しているため、聴講することにした。

竹中俊子教授（知的財産法）にご案内いただき、「Intellectual Property in East Asia（東アジアの知的財産法）」も今後聴講する予定。

4 その他

- (1) 控訴裁判所第1支部の申立手続の傍聴（4月11日）

■■■■■氏の申立手続を3件傍聴（Discretionary review 2件、Termination 1件）。前者は、第1審の中間処分に対する不服申立てにつき、控訴裁判所が判断するか否かを決める手続。後者は、第1審の親権停止処分に対する不服申立てを判断する手続。傍聴後、■■■■■氏から職務内容の説明を受けた。

- (2) 航空券の購入（3月下旬）

帰国便の航空券（7月15日シアトル発・16日成田着）を購入。

以上をもちまして、今回の報告とさせていただきます。次回は、安江判事のアレンドを中心に報告する予定であります。

謹 白